

## 町職員採用試験

### 令和2年度町職員採用試験のお知らせ



願書受付は8月24日(月)から9月11日(金)まで

#### ■ 一般事務職員を採用予定

町では、令和3年4月1日採用予定の職員を募集しています。

#### ▼ 試験職種および採用予定人員

- ① 高等学校卒業程度  
・ 一般事務 2人程度

#### 【受験資格】

平成6年4月2日～平成15年4月1日に生まれた者

- ② 民間企業等職務経験者  
・ 一般事務 1人程度

#### 【受験資格】

昭和50年4月2日～平成6年4月1日に生まれた者で、民間企業等での職務経験が5年以上ある者

#### ▼ 申し込み手続き方法

- ① 持参または郵送

郵送の場合は、町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、82円切手を貼った返信用封筒

(宛先、郵便番号を明記)を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留郵便で送付してください。

※持参の場合は、町総務課窓口へ提出してください。

#### ② インターネット(電子申請)

町公式ウェブサイト(電子申請)「インターネット操作方法」をよく読んで申し込んでください。

#### ▼ 申し込み受付期間

8月24日(月)～9月11日(金)

※郵送の場合は、9月11日(金)消印有効です。

※インターネットの場合は、9月11日(金)午後5時までに正常に到達したものを受け付けます。

#### ▼ 試験日時および試験会場

・ 第1次試験  
10月18日(日) 午前8時30分集合

合 県立御船高等学校

※試験結果は、11月上旬に合格者・不合格者ともに通知するほか、町役場に掲示します。

#### ・ 第2次試験

11月下旬～12月上旬(予定)

#### ▼ お申し込み・お問い合わせ先

町総務課

☎ 096-234-1140  
(内線221)

町総務課 ☎ 096-234-1140(内線221)

## 後期高齢者医療

### ■ 歯科口腔健診で歯と口の健康を保ちましょう

今年度も、後期高齢者医療被保険者を対象とした「歯科口腔(こうくう)健診」を実施します。

身体の健康と同様に、口の中の健康を保つことはとても大切です。健康が保たれていないと、虫歯や歯周病にかかるだけでなく、口腔機能が低下して糖尿病や心臓病など全身の病気にかかりやすくなり、要介護状態になってしまう恐れがあります。

特に高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、口の中の細菌などが肺に入って、肺炎を起こすこともあります。

毎年1回の「歯科口腔健診」で、

歯と口の健康を保ちましょう。

対象者

後期高齢者医療の被保険者

※老人ホーム入所者や6カ月以上病院に入院されている方、ほかの公共事業で同じ歯科健診を受診された方は対象になりませんので、ご注意ください。

実施期間

8月1日(土)～12月31日(木)

※歯科医院の休診日は除きます。

実施場所

町が契約している歯科医院(受診券と併せて一覧を送付します)

自己負担額

400円

#### ▼ 検査項目

問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、飲み込む機能など

#### ▼ 受診方法

① 7月中旬に口腔健診の実施場所などに関する案内文を郵送します。受診券も同封しますので、ご確認をお願いします。

② 受診券が届いたら、受診を希望する歯科医院に予約をしてください。

③ 予約した歯科医院で、受診券とご自身の被保険者証をご準備の上、受診してください。

詳しくは町住民生活課へお尋ねください



## あなたの歯とお口の健康状態をチェック!!

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線107)

国民健康保険

入院などで医療費が高額になるときは



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

医療費が高額になるときは限度額認定証のご利用を

国民健康保険には、医療機関などの窓口での支払いが高額となった場合、後から町へ申請することによって自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで窓口での支払いが限度額までになります。国保被保険者で「認定証」の交付を希望される人をお尋ねください。

自己負担限度額は、住民税の課税状況などによって異なります。また、国民健康保険税を滞納していると「認定証」を交付できない場合がありますのでご注意ください。

▼申請に必要なもの  
国民健康保険被保険者証、印かん、マイナンバー（個人番号）が分かるもの

適用区分と自己負担限度額

70歳未満の方の場合、自己負担限度額（月額）は、前年の総所得額等から基礎控除額33万円を除いた基準総所得額などから、(ア) 901万円超、(イ) 600万円超 901万円以下、(ウ) 210万円超600万円以下、(エ) 210万円以下、(オ) 住民税非課税の5段階に区分されます。自己負担限度額は(オ) 住民税非課税の場合、3万5400円となります。（過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合を除く）また、70歳以上の方の場合、所得区分などが異なります。

令和2年度の認定証交付申請は8月3日（月）から

ご利用中の「認定証」の有効期限は7月31日（金）です。8月以降は令和2年度の住民税課税状況などより改めて区分判定します。令和2年度の認定証交付申請は8月3日（月）から受け付けます。町住民生活課までお越しください。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 106）

国民年金

「納付免除・納付猶予制度」をご存知ですか

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度があります。免除・猶予を受けることで年金受給権（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族年金）が確保できます。

①免除（全額・一部免除）申請  
本人・配偶者・世帯主各々の前年所得（過去年度分については、その前年所得）が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により全額または一部免除となる場合があります。

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと一部免除が無効になります。

②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者各々の前年所得が一定額以下の場合、納付が猶予されます。

③退職（失業）による特例申請  
退職（失業）された方の前年の所得額を0円として審査されます。

免除申請方法と免除期間

今年度の申請受付は、7月から開始され令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象とします。また、過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。

なお、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が翌年度以降も引き続き免除・納付猶予の承認を希望される場合は、申請時に継続の申し出をされると、翌年度以降の申請は不要です。

ただし、失業による特例の申請の場合は、翌年度も申請が必要です。

準備するもの

- ・年金手帳、印かん
- ※失業による申請の場合、離職票または雇用保険受給資格者証
- お問い合わせ先  
熊本東年金事務所  
☎ 096-367-8144

「納付免除・納付猶予制度」をご存じですか



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 104）